

## 健康増進事業費補助金交付要綱

平成21年(2009年)年1月6日

滋 健 支 第 1 1 号

[一部改正 平成23年7月6日]

[一部改正 平成25年11月12日]

[一部改正 平成26年12月11日]

[一部改正 平成28年2月1日]

[一部改正 平成28年9月16日]

[一部改正 平成29年8月31日]

### (目的)

第1条 知事は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づき市町が行う健康増進事業に対して補助することにより、地域住民の健康増進ならびに疾病の予防等を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的として、予算の範囲において補助金を交付するものとし、法、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この補助金は、法第17条第1項および第19条の2（健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く。）の規定により実施する事業を対象とする。

### (交付額の算定方式)

第3条 この補助金は次により算定するものとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と第1欄に定める種目ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の内容を変更するとき（軽微な変更は除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき、または事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに取得価格または効用の増加した価格が単価50万円以上の機械および器具については、補助金等に係

る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて、(4)に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、別紙様式5により速やかに知事に報告しなければならない。

#### (交付申請)

第5条 規則第3条に規定するこの補助金の交付申請は、別紙様式2による申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに行うものとする。

#### (変更交付申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事業の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式3により第5条に定める申請手続きに準じて行うものとする。

#### (交付決定)

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、厚生労働大臣の交付の決定があった日から起算して、原則として14日以内に行うものとする。

#### (変更交付決定)

第8条 規則第8条の規定による補助金の変更交付決定は、厚生労働大臣の変更交付決定があった日から起算して、原則として14日以内に行うものとする。

#### (実績報告)

第9条 規則第12条に規定するこの補助金の実績報告は、別紙様式4による報告書に係る書類を添えて、翌年度4月15日までに行うものとする。

#### (標準事務処理期間)

第10条 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付則

この要綱は、平成21年1月6日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。  
この要綱は、平成21年10月19日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。  
この要綱は、平成22年7月14日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。  
この要綱は、平成23年7月6日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。  
この要綱は、平成25年11月12日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。  
この要綱は、平成26年12月11日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。  
この要綱は、平成28年2月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。  
この要綱は、平成28年9月16日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。  
この要綱は、平成29年8月31日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

(別表1)

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率																																								
1 健康教育費	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 個別健康教育費 実施方法別に次表の基準単価に実施人員を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="295 548 726 1176"> <thead> <tr> <th>実施方法</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高血圧</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>医療機関実施</td> <td>17,280</td> </tr> <tr> <td>市町村実施</td> <td>16,650</td> </tr> <tr> <td>糖尿病</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関実施</td> <td>23,320</td> </tr> <tr> <td>市町村実施</td> <td>17,049</td> </tr> <tr> <td>脂質異常症</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関実施</td> <td>17,680</td> </tr> <tr> <td>市町村実施</td> <td>17,184</td> </tr> <tr> <td>喫煙者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関実施</td> <td>6,100</td> </tr> <tr> <td>市町村実施</td> <td>6,708</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 集団健康教育費 人口区分ごとに次のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="295 1355 726 1892"> <thead> <tr> <th>人口区分</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1万人未満</td> <td>639,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 3万人未満</td> <td>678,000</td> </tr> <tr> <td>3万人以上 10万人未満</td> <td>757,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上 30万人未満</td> <td>920,000</td> </tr> <tr> <td>30万人以上</td> <td>1,729,000</td> </tr> </tbody> </table>	実施方法	基準単価	高血圧	円	医療機関実施	17,280	市町村実施	16,650	糖尿病		医療機関実施	23,320	市町村実施	17,049	脂質異常症		医療機関実施	17,680	市町村実施	17,184	喫煙者		医療機関実施	6,100	市町村実施	6,708	人口区分	基準単価		円	1万人未満	639,000	1万人以上 3万人未満	678,000	3万人以上 10万人未満	757,000	10万人以上 30万人未満	920,000	30万人以上	1,729,000	<p>健康教育事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>2 / 3 (無料検診に係る自己負担相当額については、10 / 10)</p>
実施方法	基準単価																																										
高血圧	円																																										
医療機関実施	17,280																																										
市町村実施	16,650																																										
糖尿病																																											
医療機関実施	23,320																																										
市町村実施	17,049																																										
脂質異常症																																											
医療機関実施	17,680																																										
市町村実施	17,184																																										
喫煙者																																											
医療機関実施	6,100																																										
市町村実施	6,708																																										
人口区分	基準単価																																										
	円																																										
1万人未満	639,000																																										
1万人以上 3万人未満	678,000																																										
3万人以上 10万人未満	757,000																																										
10万人以上 30万人未満	920,000																																										
30万人以上	1,729,000																																										

<p>2 健康相談費</p>	<p>人口区分ごとに次のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="295 291 726 862"> <thead> <tr> <th>人口区分</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1万人未満</td> <td>138,000</td> </tr> <tr> <td>1万人以上 3万人未満</td> <td>170,000</td> </tr> <tr> <td>3万人以上 10万人未満</td> <td>256,000</td> </tr> <tr> <td>10万人以上 30万人未満</td> <td>483,000</td> </tr> <tr> <td>30万人以上</td> <td>1,934,000</td> </tr> </tbody> </table>	人口区分	基準単価		円	1万人未満	138,000	1万人以上 3万人未満	170,000	3万人以上 10万人未満	256,000	10万人以上 30万人未満	483,000	30万人以上	1,934,000	<p>健康相談事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>		
人口区分	基準単価																	
	円																	
1万人未満	138,000																	
1万人以上 3万人未満	170,000																	
3万人以上 10万人未満	256,000																	
10万人以上 30万人未満	483,000																	
30万人以上	1,934,000																	
<p>3 健康診査費</p>	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 健康診査費</p> <p>ア 当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するものに対する健康診査及び保健指導</p> <p>(ア) 健康診査 実施方法別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額</p> <p>〈個別健診（予約なし健診）〉</p> <table border="1" data-bbox="295 1545 726 2051"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施方法</th> <th>基準単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被保護世帯等</td> <td>基本的な健診項目のみ実施</td> <td>7,840</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</td> <td>9,430</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非課税世帯</td> <td>基本的な健診項目のみ実施</td> <td>7,060</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</td> <td>8,490</td> </tr> <tr> <td>そ</td> <td>基本的な健診項目</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		実施方法	基準単価(円)	被保護世帯等	基本的な健診項目のみ実施	7,840	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	9,430	非課税世帯	基本的な健診項目のみ実施	7,060	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	8,490	そ	基本的な健診項目		<p>健康診査事業（（6）のオを除く）の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p>
	実施方法	基準単価(円)																
被保護世帯等	基本的な健診項目のみ実施	7,840																
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	9,430																
非課税世帯	基本的な健診項目のみ実施	7,060																
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	8,490																
そ	基本的な健診項目																	

の 他	目のみ実施	5,490
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	6,600

〈集団健診（指定日健診）〉

実施方法		基準単価(円)
被 保 護 世 帯 等	基本的な健診項 目のみ実施	6,000
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	7,260
非 課 税 世 帯	基本的な健診項 目のみ実施	5,400
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	6,530
そ の 他	基本的な健診項 目のみ実施	4,200
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	5,080

※ 基本的な健診項目… 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条1項の1号から9号に定める項目

※ 詳細な健診項目の実施… 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条1項の10号に基づき厚生労働大臣が定める項目のうち、いずれか一つ以上おこなった場合

※ 個別健診（予約なし健診）… 医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者と同様に、健診の日時を定めずに実施するもの。（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって健康診査を受診する形態。）

※ 集団健診（指定日健診）… 医療機関（健診センターで実施する場合を含む。）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、健診日時を指定して行うもの。（個別健診（予約なし健診）に該当しないもの。）

※ 被保護世帯等… 当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰

国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合をいう。

※ 非課税世帯… 同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。

(イ) 保健指導費

- a 当該年度内に初回面接から実績（6ヶ月後）評価まで全て行う場合  
次表の実施方法別に、基準単価を利用者人員に乗じた額

(a) 動機付け支援

実施方法	基準単価(円)
被保護世帯等	8,740
非課税世帯	7,870
その他	6,120

※ 特定健康診査及び特定保健の実施に関する基準第7条第1項の規定に準ずる動機付け支援

(b) 積極的支援

実施方法	基準単価(円)
被保護世帯等	25,200
非課税世帯	22,680
その他	17,640

※ 特定健康診査及び特定保健の実施に関する基準第8条第1項の規定に準ずる積極的支援

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

- b 年度を超えて保健指導を行う場合（保健指導の実施期間中、利用者が参加しなくなった場合も含む。）

次表の実施方法別に、基準単価を利用者人員に乗じた額

(a) 動機付け支援

算定方法		基準単価(円)
初回 面接 終了	被保護世帯等	6,995
	非課税世帯	6,296
	その他	4,896
実績 評価 終了	被保護世帯等	1,749
	非課税世帯	1,574
	その他	1,224

(b) 積極的支援

算定方法		基準単価(円)
初回	被保護世帯等	10,080

面接 終了	非課税世帯	9,072
	その他	7,056
継続的 支援 終了	被保護世帯等	12,600
	非課税世帯	11,340
実績 評価 終了	被保護世帯等	2,520
	非課税世帯	2,268
	その他	1,764

※ 初回面接終了… 当該年度の3月31日までに初回面接を終了している者

※ 継続的支援終了… 当該年度の3月31日までに継続的支援を終了している者

※ 実績評価終了… 当該年度の3月31日までに実績評価を終了している者

イ 当該年度において75歳以上の年齢に達する者に対する健康診査  
実施方法別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額

〈個別健診(予約なし健診)〉

実施方法		基準単価 (円)
被 保 護 世 帯 等	基本的な健診項目のみ実施	7,840
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	9,430
非 課 税 世 帯	基本的な健診項目のみ実施	7,060
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	8,490
そ の 他	基本的な健診項目のみ実施	5,490
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	6,600

〈集団健診(指定日健診)〉

実施方法		基準単価 (円)
被 保 護 世 帯 等	基本的な健診項目のみ実施	6,000
	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	7,260
非 課 税	基本的な健診項目のみ実施	5,400



世帯	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	6,530
その他	基本的な健診 項目のみ実施	4,200
	基本的な健診項目と 詳細な健診項目の実施	5,080

※ 基本的な健診項目… 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条1項の1号から9号に定める項目

※ 詳細な健診項目の実施… 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条1項の10号に基づき厚生労働大臣が定める項目のうち、いずれか一つ以上おこなった場合

※ 個別健診（予約なし健診）… 医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者と同様に、健診の日時を定めずに実施するもの。（受診者が診療を目的として来院している患者に混じって健康診査を受診する形態。）

※ 集団健診（指定日健診）… 医療機関（健診センターで実施する場合を含む。）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、健診日時を指定して行うもの。（個別健診（予約なし健診）に該当しないもの。）

※ 被保護世帯等… 当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合をいう。

※ 非課税世帯… 同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。

#### ウ 訪問健康診査費

実施方法	基準単価
	円
医師に看護師を 帯同させる場合	13,057
医師のみの場合	9,628

#### エ 介護家族訪問健康診査費

実施方法	基準単価
------	------

医師に看護師を 帯同させる場合	円 13,057
医師のみの場合	9,628

- (2) 歯周疾患検診費  
40歳、50歳、60歳及び  
70歳の者に対象者別に次  
の基準単価に受診人員を  
乗じた額

対 象 者	基準単価(円)
被保護世帯等・非 課税世帯	4,931
その他	3,431

- (3) 骨粗鬆症検診費  
40歳、45歳、50歳、55  
歳、60歳、65歳及び70歳  
の女性に対象者別に次表  
の基準単価に受診人員を  
乗じた額

対 象 者	基準単価(円)
被保護世帯等・非 課税世帯	4,997
その他	3,497

- (4) 渡航費  
検診車の離島渡航費で  
厚生労働大臣が認めた額

- (5) 健康診査実施連絡等費

ア 事業実施通知費  
歯周疾患検診及び骨  
粗鬆症検診対象者に対  
する個別の実施通知費  
52円×通知人員

イ 受診結果連絡費  
歯周疾患検診及び骨  
粗鬆症検診対象者の要  
精検者に係る医療機関  
から市町村への精検受  
診結果の連絡費  
158円×連絡人員

ウ 検診記録簿作成費  
健康診査の詳細な健  
診項目検査対象者、歯  
周疾患検診及び骨粗鬆  
症検診対象者の要精検  
者に係る記録簿の作成

費

48円×受診人員

(6) 肝炎ウイルス検診費

ア 特定健康診査及び健康診査と同時実施

当該年度において満40歳以上となる者で実施区分別・世帯区分別・検診形態別・検査種別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額

実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価(円)
40歳以上で5歳刻みの者(無料検診実施)		個別方式	基本型	3,205
			B型希望なし	2,540
			C型希望なし	2,298
		集団方式	基本型	1,612
			B型希望なし	947
			C型希望なし	705
上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	4,579
			B型希望なし	3,629
			C型希望なし	3,283
		集団方式	基本型	2,303
			B型希望なし	1,352
			C型希望なし	1,007
	その他	個別方式	基本型	3,205
			B型希望なし	2,540
			C型希望なし	2,298
		集団方式	基本型	1,612
			B型希望なし	947
			C型希望なし	705

イ 上記以外の場合  
 当該年度において満  
 40歳以上となる者で実  
 施区分別・世帯区分別  
 ・検診形態別・検査種  
 別に次表の基準単価に  
 受診人員を乗じた額

実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価(円)
40歳以上で5歳刻みの者(無料検診実施)		個別方式	基本型	6,093
			B型希望なし	5,428
			C型希望なし	5,186
上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	8,705
			B型希望なし	7,754
			C型希望なし	7,409
	その他		基本型	6,093
			B型希望なし	5,428
			C型希望なし	5,186

- ※ 個別方式…医療機関等の施設において、検診の日時を定めずに行う形態
- ※ 集団方式… 検診の日時及び場所を指定して行う形態
- ※ 被保護世帯等… 当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合をいう。
- ※ 非課税世帯… 同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。
- ※ イにおいて、集団方式で実施した場合は、アに準ずるものとする。

ウ 自己負担相当額  
40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対して無料検診を実施する場合の受診者負担相当額

肝炎ウイルス検診に要する費用の3割に達する額×受診人員

エ 個別勧奨事務費  
(ア)40歳に達する者及び41歳以上で特定健診等及び健康診査等が実施される機会に併せて行う個別の受診勧奨にかかる事務費  
72円×通知人数  
(イ) (ア) 以外で40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者に対する個別の受診勧奨にかかる事務費  
139円×通知人員

オ 陽性者フォローアップ経費  
厚生労働大臣が必要と認めた額

オ 陽性者のフォローアップ事業に必要な旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料

4 訪問指導費

次により算定した額  
事業費  
人口区分ごとに次のとおりとする

訪問指導事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購

		人口区分	基準単価	入費
			円	
		1万人未満	11,000	
		1万人以上 3万人未満	18,000	
		3万人以上 10万人未満	52,000	
		10万人以上 30万人未満	209,000	
		30万人以上	608,000	
5 総合的な 保健推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額			総合的な保健推進事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、委託料

補助金調書

平成 年度厚生労働省所管

市町名:

滋賀県			市町								備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県補助金相当額	支出済額	うち県補助金相当額	
	円			円	円	円	円	円	円	円	
補助金											

- 1 「市町」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式 2

平成 年度健康増進事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(あて先)

滋 賀 県 知 事

市町長名

印

平成 年度健康増進事業費補助金を次により交付されたく関係書類を添えて申請します。

1. 申 請 額 金 \_\_\_\_\_ 円
2. 経 費 所 要 額 調 書 (別紙 1)
3. 経 費 支 出 予 定 額 内 訳 書 (別紙 2)
4. 事 業 計 画 書 (別紙 3)
5. 歳入歳出予算 (見込) 書抄本



別紙様式 3

平成 年度健康増進事業費補助金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
滋 賀 県 知 事

市町長名



平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度健康増進事業費補助金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申 請 額 金 \_\_\_\_\_ 円

既 交 付 決 定 額 金 円

差 引 増 減 額 金 円

2 変更内容

次のとおり

経費所要額調書 (別紙 1)

経費支出予定額内訳書 (別紙 2)

事業計画書 (別紙 3)

3 歳入歳出予算 (見込) 書抄本

別紙様式 4

平成 年度健康増進事業費県補助金事業実績報告書

番 号  
年 月 日

(あて先)  
滋 賀 県 知 事

市町長名



平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度健康増進事業費補助金の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1. 精 算 額 金 \_\_\_\_\_ 円
2. 精 算 額 調 書 (別紙 4)
3. 精 算 額 内 訳 等 (別紙 5)
4. 事 業 実 績 書 (別紙 6)
5. 歳入歳出決算 (見込) 書抄本

番 号  
年 月 日

(あて先)  
滋賀県知事

市町長 印

平成 年度消費税および地方消費税仕入控除額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定のあつて健康増進事業費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の  
確定額または事業実績報告書

金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に  
係る仕入れ控除税額 (要補助金等返還額相当額)

金 円

(注) 別添として参考となる書類 (2 の金額の積算の内訳等)